

す な ち い き あん しん く
住み慣れた地域で安心して暮らすために…

き び ち ゅ う お う ち ょ う

吉備中央町

せ い ね ん こ う け ん そ う だ ん

成年後見相談センター

そ う だ ん
にご相談ください

せ い ど 制 度 に つ い て 、 知 り た い 。
せ い ど 制 度 を 利 用 し た い が 、
て つ づ 手 続 き が わ か ら な い 。



わ す 物 の 忘 れ が あ り 、 通 帳 管 理
き ん せ ん かん り む ず か や 金 銭 管 理 が 難 し く な っ た 。
ほ う も ん はん ぱ い あ く と く し ょ う ほう ひ が い 訪 問 販 売 や 悪 徳 商 法 の 被 害
た び た び に 度 々 あ っ て い る 。



こ ん な こ と に 困 っ た ら 、
お 気 軽 に ご 相 談 請 っ さい



し せ つ 施 設 に 入 り た い が 、
ひ と り 一 人 で 決 め る の が 大 変 。
ふ く し 福 祉 サ ー ビ ス を 利 用 し た い が
じ ぶ ん 自 分 で 契 約 で き な い 。



み よ り 身 寄 り が な く 、 将 来 の 財 産 管 理
ふ あ ん じ ぶ ん な に が 不 安 。 自 分 に 何 か あ っ た 時 に 、
し ょ う 障 が い の あ る こ 子 ども の
せ い かつ 生 活 が 心 配 。



せ い ね ん こ う け ん せ い ど に ん ち し ょ う ち て き し ょ う せ い し ん し ょ う はん だ ん の う り よ く ふ じ ゅ う ぶ ん
成年後見制度は、認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が不十分
な人が、社会で不利益や被害を受けることがないようにするための制度です。誰も
が自分の意思で決めることを尊重しながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続け
られる事を大切にしています。お気軽にご相談下さい。

せいねんこうけんそうだん

成年後見相談センターは、

あなたやご家族のお悩みを次のような事業で支援します。

せいねんこうけんせいど りょうそうだん ふきゅうけいはつ
成年後見制度の利用相談・普及啓発

せいねんこうけんになん じゅにんしゃちょうせい
成年後見人の受任者調整

ほうじんこうけん しえん
法人後見の支援

ちょうみんこうけんになん ようせい しえん
町民後見人の養成・支援



成年後見制度とは？

せいねんこうけんせいど ほうていこうけんせいど にんいこうけんせいど せいど
成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

ほうていこうけんせいど 【法定後見制度】

ほんにん ほんだんのうりよく ふじゅうぶん ひと たい せいど ほんだんのうりよく
本人の判断能力が不十分な人に対する制度です。判断能力の
ていど こうけん ほさ ほじょ くぶん
程度により、「後見」「保佐」「補助」の3つに区分されています。

ほんだんのうりよく ていど
判断能力の程度

つね ほんだんのうりよく
常に判断能力
か
が欠けている

せいねんこうけんになん
成年後見人
すべての法律行為
おこな
を行えます。



ほんだんのうりよく
判断能力が
いちじる ぶじゅうぶん
著しく不十分

ほさにん
保佐人
基本的に法律上に
きほんてき ほうりつじょう
定められた重要な
さだ じゅうよう
行為の同意権が付
こうい どういけん ふ
与されます。



ほんだんのうりよく
判断能力が
ふじゅうぶん
不十分

ほじょにん
補助人
申立ての範囲内
もうした ほんい
で、家庭裁判所が
かていさいばんしよ
定める法律行為を
さだ ほうりつこうい
行えます。



にんいこうけんせいど 【任意後見制度】

ほんだんのうりよく ひと せいど
判断能力がある人のための制度で
す。判断能力の低下に備え、支援者
ほんだんのうりよく ていか そな しえんしゃ
や支援内容を自分自身で決めること
しえんないよう じぶんしん き
ができます。

ほんだんのうりよく
判断能力はある

にんいこうけんになん
任意後見人

ほんにん ほんだんのうりよく ふじゅうぶん
本人の判断能力が不十分になっ
てから、任意後見監督人の監督
にんいこうけんかんとくにん かんたく
のもと、本人との契約で定めた
ほんにん けいやく さだ
行為を行います。





どんな人が支援を行うの？

親族（親子・兄弟・甥姪など）・専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士など）・

町民後見人（専門的な講座を修了した市民の方）が裁判所から選任されます。

複数後見（専門職と町民後見人など）、法人後見（社会福祉協議会、NPO 法人など）などもあります。



どんなことを支援してくれるの？

通帳の管理や支払いのお手伝い・財産管理・福祉サービス利用のお手伝い・不利益な契約の

取り消し・定期的な訪問や見守り・書類の代理手続きなどの支援をします。



制度を利用するには？（申立の流れ）

法定後見制度を利用する

申立て

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に審判を申立てる。

申立てのできる人

本人、配偶者、四親等内の親族、市区町村長など

必要な書類

申立書、医師の診断書、戸籍謄本など

審判手続き

家庭裁判所が書類審査、本人や申立人との面接などを行う。必要に応じて、本人の判断能力を鑑定することもある。

審判

家庭裁判所が後見等の開始を決定し、成年後見人等を選任する。結果は、本人、申立人、選任された成年後見人等に告知・通知される。

支援開始

成年後見人等による支援が始まる。同時に法務局に成年後見登記される。

任意後見制度を利用する

契約の準備

本人と、任意後見を依頼された人（任意後見受任者）とで任意後見の内容を取り決める。

任意後見契約

公正証人が作成する公正証書で、契約を締結する。法務局で任意後見契約の登記がなされる。

以下、本人の判断能力が不十分になった場合

申立て

任意後見人を監督する人（任意後見監督人）の選任を申立てる。

申立てのできる人

本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者など

必要な書類

申立書、医師の診断書、戸籍謄本など

支援開始

任意後見監督人が選任され、任意後見受任者は任意後見人となり、支援を開始する。



Q&A

よくある質問

Q 成年後見人にはなんでも頼めるの？

A たとえば身元引受人や保証人、医療同意はできません。本人を
実際に介護することや炊事・洗濯・掃除等身の回りの世話は
できません。介護サービスを契約して、必要な支援の調整を
お手伝いします。



Q 申立てにはどのくらいの費用が掛かるの？

A 申立ての印紙代と切手代、診断書作成費用等で1万5千円くらいです。司法書士等に、
書類作成や代行申請をしてもらう場合には別途費用が必要になります。

Q 成年後見人などに支払う報酬はどのくらいかかりますか？

A 制度の利用を開始してから、1年間の成年後見人などの業務内容により、家庭裁判所が
決定します。一般的な目安は月2万円程度です。身寄りがなく、財産が少ない方も、成年
後見人を頼むことは可能です。条件がありますが、申立費用や、成年後見人等への報酬に
ついても、町から助成金ができる場合があります。詳しくはお尋ね下さい。

Q 成年後見制度以外の支援やサービスってどんなものがあるの？

A 相談者かご家族からお話をお伺いして、必要なサービスについて提案させていただきます。
成年後見制度以外にも、生活状況の支援、医療の導入、地域での見守りによる意思決定
支援、日常生活自立支援事業の利用、見守り契約など他機関や専門職と連携して、その人
らしい生活のお手伝いをいたします。まずはご相談ください！

ご相談・お問い合わせは

きびちゅうおうちょうせいねんこうけんそうだん
吉備中央町成年後見相談センター

716-1192 吉備中央町豊野 1-2

吉備中央町 福祉課 (吉備中央町地域包括支援センター内)

電話 **0866-54-1320** 月～金 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

e-mail: fukushi@town.kibichuo.lg.jp

